

## 愛知県環境影響評価審査会トヨタ自動車田原風力発電所部会 会議録

- 1 日時 平成28年9月8日(木) 午後3時から午後4時まで
- 2 場所 東大手庁舎1階 あいち環境学習プラザ セミナー室
- 3 議事
  - (1) トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書について
  - (2) その他
- 4 出席者  
委員6名、説明のために出席した職員10名、事業者7名
- 5 傍聴人  
2名、報道関係者1名
- 6 会議内容
  - (1) 開会
  - (2) 議事
    - ア トヨタ自動車田原工場風力発電所設置事業に係る計画段階環境配慮書について
      - ・ 議事録の署名について、夏原部会長が武田委員と東海林委員を指名した。
      - ・ 資料1の一部に希少な動植物の位置情報が含まれていることから、夏原部会長が会議の非公開について委員に諮り、当該部分の審議に限り、会議を非公開とすることとした。
      - ・ 資料1及び資料2について、事務局から説明があった。

### <質疑応答>

- 【大石委員】確認だが、資料1の指摘事項4番について、図の薄い色の線が風車騒音の周波数特性を示しているかと理解してよいか。
- 【事務局】薄い色の線が全国29の風力発電施設の周辺164地点で得られた風車騒音の周波数特性の測定結果を示している。なお、実線が聴覚閾値の境界を示している。
- 【大石委員】資料1の指摘事項3番について、現在環境省において風車騒音の評価の考え方などについて検討が進められているとのことなので、その結論が出たら情報提供されたい。
- 【事務局】環境省の検討結果が公表され次第、提供させていただく。
- 【部会長】大石委員の指摘に関連して、現在環境省において「風力発電施設から発生する騒音等への対応について(案)」のパブリックコメントが行われているとのこと、その結論がいつ出されるかは分からないと思うが、例えば方法

書までにその結論が出れば、それを踏まえて方法書が作成されると考えてよいか。

【事務局】環境省の検討結果等も踏まえて環境影響評価の手法を検討するよう、資料3の部会報告案において盛り込んでいる。ただ、環境省の検討結果がいつ頃まとまるかは分からないので、方法書で間に合わなければ、準備書の作成において踏まえることになる。

【葉山委員】資料1の指摘事項1番について、CO<sub>2</sub>排出量を台当たり排出量で2020年度までに48%低減するとある。今回計画している総発電出力約26,000kWの風力発電所が稼働すると、CO<sub>2</sub>排出量が48%低減することになるのか。

【事務局】省エネや風力発電所の稼働などにより事業者全体の生産活動に伴うCO<sub>2</sub>排出量が48%低減するということである。総発電出力26,000kWによるCO<sub>2</sub>排出量の低減効果は、配慮書4ページのとおり、現在田原工場から排出されるCO<sub>2</sub>排出量の約1割に相当する。

【事業者】48%は、当社全体のCO<sub>2</sub>排出量について、2001年比でどれくらい減らすのかという目標値であり、まず使用するエネルギーを減らす省エネに取り組み、さらに今回検討している風力発電所から得られるCO<sub>2</sub>低減効果などとの組み合わせにより、達成を目指すものである。2020年に向けて総発電出力26,000kWの必要性を含め検討していきたい。

- ・ 傍聴人の退出後、会議（非公開）を再開し、資料1（非公開版）について、事務局から説明があった。

- ・ 傍聴人の再入室後、会議（公開）を再開し、資料3について、事務局から説明があった。

#### <質疑応答>

【葉山委員】部会報告案2（1）イで風車配置3、4について留意すべき事項を指摘しているが、風車配置1を横切る軌跡を示している種もあるので、風車配置1についても留意すべき事項を指摘した方がよいのではないかと。

【事務局】部会報告案2の個別事項は、A案、B案、C案のそれぞれの特徴に応じて留意すべき事項を整理させていただいた。

風車配置1については、A案、B案、C案に共通する配置であることから、全般事項である1（3）アにおいて、影響の回避、低減を求めている。

【東海林委員】部会報告案1（1）イについて、既設風力発電所の事業者からの騒音の状況や鳥類の風力発電設備への衝突状況などの情報収集に努めるよう求めているが、地元自治体や研究機関などからも情報収集したほうがよいのではないかと。

【事務局】ご指摘を踏まえ、部会報告案1（1）イのうち「事業者」の後に「等」を追加させていただきたい。

【大石委員】東海林委員の意見に関連するが、既存風力発電所の事業者一部報告案 1 (1) イの意見は伝わるのか。また、県が本事業の事業者と既存風力発電所の事業者との間を仲介することはあるのか。

【事務局】事業者へ通知する知事意見を、既存風力発電所の事業者へも送付することはないが、知事意見はホームページで公表することから、その趣旨は伝わるものと考えている。また仲介についても必要に応じて対応させていただきたい。

【葉山委員】個別事項である部報告案 2 について、C 案だけが「影響の回避・低減に努めること」との文言がないが、その理由はなにか。

【事務局】C 案については、まだ国内でも採用事例が少ない風力発電設備を採用する計画であることから、特に知見の収集が重要になると考え整理させていただいた。また、全般事項の 1 (1) アで、三案に共通する意見として、環境影響の回避、低減に努めるよう求めており、それを前提に個別事項の 2 では、各案の特徴に応じて留意すべき事項を整理させていただいた。

【大石委員】部報告案 3 のその他について、「インターネットの利用により公表する図書について、印刷できるようにすること」との文言について、公表された図書が印刷できないように設定されていた事例が過去にあったことから、それを踏まえた意見かと思うが、その背景を知らない方が読んだ時に趣旨が伝わらないのではないのか。

【事務局】ご指摘のとおり、別事業の配慮書においてインターネットに公表された図書が印刷できない設定とされていたことから、このような意見を述べさせていただいたことがある。本事業の配慮書においても印刷できないことを事務局において確認しており、このためより多くの方への利便性を確保するという趣旨において、印刷できるようにすることが重要であると考え、今回意見として整理させていただいた。文言として伝わり難い面もあるかと思うが、本県として述べさせていただきたいと考えている。

【西田委員】部報告案 2 (1) アで「配慮書 344 頁の図 4.3. 3-9(1)等示している風車配置 3 及び 4」とある。当該ページは一般には非公開として扱われているが、風車配置は公開されているのか。

【事務局】鳥類の飛行軌跡は非公開となっているが、風車配置は公開されている。

【部会長】資料 3 の部報告案 1 (1) イの「事業者」を「事業者等」に修正して、部報告としてよいか。

(委員から意見等はなし)

- ・ 資料 3 について、部会長から説明のあった箇所の修正を行った上で部報告とすることで了承された。

イ その他

- ・ 特になし。

(3) 閉会